

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成21年7月24日

香川県監査委員 宮本欣貞
同 都村尚志
同 鍋嶋明人
同 仲山省三

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について 生産品について、収入調定が売却日から1ヵ月以上遅延していた。 (森林センター)</p> <p>イ 旅費の支給について 県内旅費について、旅費システムにおける申請漏れがあり、支給されていないものがあったので、追給する必要がある。 (環境保健研究センター)</p> <p>ウ 超過勤務手当等の支給について 超過勤務手当等について、超過勤務命令等に基づき超過勤務等は行われているにもかかわらず、支給されていないものがあったので、実績に応じた超過勤務手当等を追給する必要がある。 (廃棄物対策課（資源化・処理事業推進室）)</p> <p>エ 契約について (ア) 県営林整備に係る委託業務について、仕様基準書に基づく完了検査に係る請負業者からの事業日報が保管できていなかった。(東部林業事務所) (イ) 清掃業務委託について、仕様書における清掃範囲が明確でないため、具体的な仕様書を作成する必要がある。 (西部林業事務所)</p>	<p>ア 収入事務について 生産品を売却したときは、直ちに収入調定を行うこととした。</p> <p>イ 旅費の支給について 速やかに県内旅費の申請手続きを行い、追給した。</p> <p>ウ 超過勤務手当等の支給について 超過勤務時間を確認の上、21年4月の給料支給時に、未払い分全額を追給した。</p> <p>エ 契約について (ア) 直ちに事業日報を事務所で保管することとした。</p> <p>(イ) 直近の21年度契約分から「清掃作業基準仕様書」を作成している。</p>

	<p>(ウ) 施設修繕について、予定価格調書を作成せずに見積合わせによる随意契約を行っているものがあった。 (みどり整備課)</p> <p>オ 指定管理について 森林公園の指定管理に関する事業計画書について、協定書では受託者は事業年度開始前に県の承認を受けることとされているにもかかわらず、事業年度開始後に承認を受けていた。 (みどり整備課)</p> <p>カ 備品の管理について</p> <p>(ア) 備品について、国の委託事業で購入したものに係る物品出納通知が遅延していた。 (環境保健研究センター)</p> <p>(イ) 備品について、委託料で製作した試作品が備品一覧表に登記されていなかった。また、備品登記後は速やかに保管換をする必要がある。 (みどり整備課)</p> <p>キ 郵便切手類受払簿等について</p> <p>(ア) 郵便切手について、郵便切手購入金額と受払簿の金額が合致していなかった。 (直島環境センター)</p> <p>(イ) 有料道路回数券について、記載漏れにより受払簿と現物の枚数が一致していなかった。また、回数券使用伺簿が作成されていなかった。 (環境管理課)</p>	<p>(ウ) 見積合わせによる随意契約を行う場合には、見積依頼後、速やかに予定価格調書を作成することとした。</p> <p>オ 指定管理について 直近の21年度分から、事業年度開始前の3月中に事業計画書の承認を行っている。</p> <p>カ 備品の管理について</p> <p>(ア) 今後は、速やかに物品出納通知を行う。</p> <p>(イ) 直ちに所定の手続きを行った。</p> <p>キ 郵便切手類受払簿等について</p> <p>(ア) 直ちに確認を行い、受払簿の金額を補正した。また、補助簿による現物確認を行うなど、再発防止を徹底した。</p> <p>(イ) 郵便切手類受払簿を直ちに補正した。また、直近の21年3月分から回数券使用伺簿を作成している。</p>
検討指示事項	<p>ア 備品の管理について 豊島の特殊前処理施設にある備品について、公有財産の付属品として扱ってきたため、備品一覧表の記載に不備が生じている可能性があり、適切な調査指導を行う必要がある。 (廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室))</p>	<p>ア 備品の管理について 速やかに備品の調査を行った上、備品として管理すべきものについては、備品一覧表に記載するよう指導し、記載された。</p>